

議員の派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及びつくば市議会会議規則第 99 条ただし書の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

- 1 派遣場所 かすみがうら市
- 2 派遣目的 令和 5 年度第 2 回茨城県南市議会議長会定例会及び県南市議会議長会・講演会へ副議長を派遣し、情報交換等を図る。
- 3 派遣期間 令和 6 年 2 月 14 日（水）
- 4 調査項目 (1) 定例会
 - ア 各市提出議案について
 - イ 各市調査研究事項について
 - ウ 令和 6 年度事業計画（案）について
 - エ 令和 6 年度予算（案）について
 - オ 令和 6 年度正副会長及び各種役員（案）について
 - カ その他(2) 講演会 「夢と希望に生きる」
- 5 派遣議員 小森谷さやか
- 6 派遣経費 なし

令和 6 年 2 月 6 日 決定

つくば市議会議長 五頭 泰誠

議員の派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及びつくば市議会会議規則第 99 条ただし書の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

- 1 派遣場所 結城市
- 2 派遣目的 茨城県市議会議長会令和 5 年度第 2 回議員研修会へ議員を派遣し、資質向上を図る。
- 3 派遣期間 令和 6 年 2 月 16 日（金）
- 4 調査項目 講演会「若者の政治不信・政治離れ、主権者教育」
- 5 派遣議員 木村清隆 木村修寿 塚本洋二 浜中勝美 飯岡宏之
- 6 派遣経費 出席負担金 5,000 円×5 名

令和 6 年 1 月 4 日 決定

つくば市議会議長 五頭 泰誠